

固定資産税減額申告書（省エネ改修住宅）

平成 年 月 日

羽村市長 宛

申告者（納税義務者）

個人・法人番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

羽村市税賦課徴収条例付則第12条の4第8項の規定により、下記のとおり申告します。

| | | | |
|-----------------------------|---|--------|----------------|
| 所在地 | 羽村市 | | |
| 家屋番号 | | 種類 | |
| 構造 | 造 葺 建 | | |
| 床面積 | m ² | 居住用床面積 | m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 | 登記年月日 | 年 月 日 |
| 改修完了年月日 | 年 月 日 | 改修費用 | ① 円 |
| 補助金額等 | ② 円 | 自己負担額 | ①-② 円 |
| 改修工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由 | | | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 納税義務者の住民票の写し（羽村市に住民登録がある方は必要ありません） <input type="checkbox"/> 熱損失防止改修工事証明書 <input type="checkbox"/> 補助金等の交付決定書の写し <input type="checkbox"/> 認定通知書等の写し（長期優良住宅に該当する場合） | | |

* 固定資産税が減額される住宅の要件等については、裏面に記載してあります。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

この申告により適用を受けようとする固定資産税の減額措置の内容は、次のとおりです。

1 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 住宅の要件

- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く。）であること。
- ・平成20年4月1日から平成32（2020）年3月31日までの間に一定の省エネ改修が行われた住宅であること。
（平成29年4月1日以後改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなったものも含む。）
- ・居住部分の床面積が家屋の全体床面積の2分の1以上であること。
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

(2) 工事の要件

- ・次の工事で、自己負担が50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）のもの。
 - ① 窓の改修工事【必須】
 - ② ①と併せて行う床の断熱改修工事
 - ③ ①と併せて行う天井の断熱改修工事
 - ④ ①と併せて行う壁の断熱改修工事
- ・それぞれの改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

2 減額される範囲

(1) 居住部分の床面積が120㎡以下のもの

居住部分すべてについて固定資産税の3分の1を減額

(2) 居住部分の床面積が120㎡を超えるもの

120㎡相当分の固定資産税の3分の1を減額

※ 認定長期優良住宅に該当することとなった場合は固定資産税の3分の2を減額

3 減額される期間

省エネ改修が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分

4 添付書類

- (1) 納税義務者の住民票の写し（羽村市に住民登録がある方は必要ありません）
- (2) 熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行する証明書）
- (3) 認定長期優良住宅に該当することとなった場合は認定通知書等の写し

5 他の減額措置等との重複適用

- ・バリアフリー改修に伴う減額を除き、他の固定資産税の減額と同時に適用はできません。
- ・過去に省エネ改修の軽減を適用した住宅は、適用できません。